

コミュニティスクールと地域学校協働活動

学校長の推薦により教育委員会が任命
※学校とともに行動していける委員を選定



学校運営の基本方針

承認
学校、保護者、地域で
目標やビジョンを共有

どのような子どもを
育てていくのか、何
を実現していくのか

コミュニティ・スクール (学校運営協議会)



委員【10人以内】
保護者・地域住民・学校長
・地域学校協働活動推進員など

<学校運営協議会の主な役割>
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

熟議の例

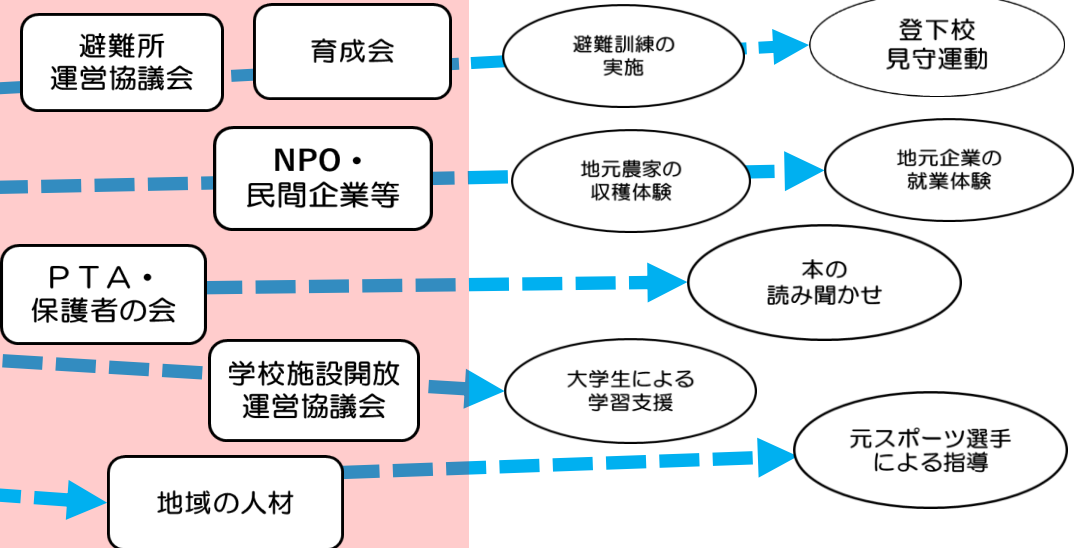
- 子供たちの安全を守りたい
- 総合的な学習を充実させたい
- 学力の向上を図りたい
- 部活動に力を入れたい

学校運営協議会委員として参加することで地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割



地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)

地域学校協働活動



活動の例

学校運営に参画することで目標やビジョンを共有し、地域でどのような子どもに育てたいかを熟慮して議論

地域と学校の コーディネート

目標やビジョンを踏まえ、学校・地域の様々な主体が協働で活動を実現

>学校を核として地域が”つながり”、”多様な活動”が”継続的”に行われるためのしくみ【学校をキーステーションとしたまちづくり】